

## 県立文化施設指定管理者選定会議開催要領

### (目的)

第1 長野県県民文化会館、伊那文化会館、松本文化会館、飯田創造館、佐久創造館及び県立美術館の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を行うため、県立文化施設指定管理者選定会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (構成)

- 第2 選定会議は、座長及び構成員の合計6名で構成する。
- 2 座長は、県民文化部長をもって充てる。
  - 3 構成員は、次に掲げる者を充てる。
    - (1) 学識経験者 3名
    - (2) 文化政策課長
    - (3) 都市・まちづくり課長
  - 4 座長及び構成員は、当該公の施設の指定管理者に応募した法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である場合には、当該公の施設の候補者の選定に加わることができない。
  - 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

### (会議事項)

- 第3 選定会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は採点を行う。
- (1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件
  - (2) 候補者の選定
  - (3) その他候補者選定に関する事項

### (意見聴取又は採点方法)

- 第4 選定会議の意見聴取又は採点は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。
- (1) 第3第1号に掲げる事項の意見聴取  
指定管理者候補者募集等要件調書（様式1）により行う。
  - (2) 第3第2号に掲げる事項の採点  
指定管理者候補者選定調書（様式2）に基づき、申請書類の確認、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行い、必要に応じて意見聴取を行う。

### (会議等)

- 第5 選定会議は、文化政策課長からの要請により、必要に応じて座長が招集する。
- 2 文化政策課長は、前項の要請をする際に、当該要請に係る第4各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調書を提出するものとする。
  - 3 選定会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。
  - 4 第3に掲げる会議事項について、選定会議に付いとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回りにより意見聴取することをもって選定会議の開催に代えることができる。この場合においては、座長及び過半数の構成員の同意を得るものとする。

### (候補者の選定)

- 第6 選定会議は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準及び第4の採点基準に照らして、座長及び各構成員が独立して応募者の事業計画を採点し、総合点数が最上位である者を候補者として、県が選定する。

### (庶務)

第7 選定会議の庶務は、文化政策課において行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 20 年 6 月 25 日から施行する。  
この要領は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。  
この要領は、平成 25 年 7 月 19 日から施行する。  
この要領は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。  
この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。  
この要領は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。  
この要領は、令和 5 年 7 月 25 日から施行する。

県立文化施設指定管理者選定会議構成員名簿

区分	氏 名	役 職 等
座長	山 田 明 子	県民文化部長
構成員	井 出 憲一郎	長野県芸術文化協会 副会長
	小 澤 櫻 作	元上田市交流文化芸術センタープロデューサー
	篠 崎 友 宏	公認会計士
	井 出 圭 一	都市・まちづくり課長
	伊 藤 博 隆	文化政策課長